

## 阿賀野市告示第80号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、歳入金の徴収及び収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月4日

阿賀野市長 田中清善

委託した 歳入の種類 及び事務	委託先の氏名及び住所 (法人の場合は名称、所在地及び代表者氏名)	委託期間
し尿処理手数料の徴収及び 収納事務(安 田地区、京ヶ 瀬地区、水原 地区)	氏名 一般社団法人 阿賀野市環境事業公社 理事長 山崎 辰文 住所 阿賀野市山口町一丁目6番55号	令和6年4月1日 から令和7年3月 31日まで